

平成 27 年第 11 回名取市教育委員会定例会会議録

1 会議の年月日

平成 27 年 11 月 27 日（金）

2 会議の場所

議会棟第 1 委員会室

3 出席委員

武田委員長、相原委員長職務代行委員、佐々木委員、芳賀委員、瀧澤教育長

4 欠席委員

なし

5 説明のために出席した者

小野寺教育部長、鈴木理事兼学校教育課長、佐竹教育部次長兼生涯学習課長
佐藤庶務課長、大友文化・スポーツ課長
佐藤教育部企画員兼庶務課長補佐、高橋主幹兼庶務係長

6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第 4 専決事務報告

(1) 名取市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に対する意見について

(2) 平成 27 年度名取市一般会計補正予算(第 5 号)(教育費)に対する意見について

日程第 5 議事

議案第 25 号 名取市歴史文化基本構想等策定委員会設置要綱の制定について

議案第 26 号 平成 26 年度名取市教育委員会点検・評価について

議案第 27 号 平成 28 年度学校給食費の適正額についての諮問について

7 開会時間

午後 1 時 30 分

8 会議の概要

武田委員長

只今より、平成 27 年第 11 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第 1「前回会議録の承認について」ですが、平成 27 年 10 月 26 日開催の第 10 回定例

会会議録については、先日、各委員宛配布済みであります。
この内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

質疑なし。

武田委員長

なければ、会議録を承認といたします。
次に、日程第2、本日の会議録署名委員に相原委員並びに芳賀委員を指名いたします。
よろしく申し上げます。
日程第3、教育長報告(1)一般事務報告について説明をお願いします。

瀧澤教育長

それでは、資料の2ページから4ページになります。
私からは、特にありません。
後は、各課からの報告といたします。

武田委員長

庶務課からお願いします。

佐藤庶務課長

庶務課からは1点ご報告いたします。
4ページの71番になります。先程、本日の午前中ですが、平成27年度後期の教育機関訪問を行いました。ゆりが丘小学校、名取が丘公民館と第一中学校の三つの教育機関等を訪問いたしました。
委員の皆さまお疲れさまでございました。
庶務課からは、以上でございます。

武田委員長

続きまして、学校教育課からお願いします。

鈴木理事兼学校教育課長

2点報告させていただきます。

1点目は2ページ21番「名取市防災教育研修会」についてです。ゆりが丘小学校で行われ、市内の幼稚園、小学校、中学校の先生方や地域の皆さんにお集まりいただき、東北大学災害科学国際研究所の佐藤健先生から「学校防災と地域連携の連携から融合へ」と題して講演をいただきました。昨年度から「みやぎ防災教育推進協力校事業」の実施校にゆりが丘小学校が選ばれ、地域連携の組織づくりや防災教育副読本を活用した授業実践に取り組んでおり、その一環として行われたものであります。

2点目は4ページ65番の「生徒指導問題対策委員会」についてです。この委員会は市内小・中学校の校長、生徒指導担当教員の代表のほか、岩沼警察署はじめ、PTAや関係機関の方々が委員となっており、生徒指導に係る問題について協議したり、情報交換をしていただいております。協議内容として、今回は「いじめ」をテーマとして、いじめ問題に係る各学校の

取組みについて協議をいたしました。
以上でございます。

武田委員長

ありがとうございました。
生涯学習課からお願いします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

1点報告します。

4ページ63番になります。「社会教育委員の会議」を予定しておりましたが諸事情で12月17日に延期いたしました。会議の内容につきましては、今年度上半期の事業報告と公民館新体制の内部検証の中間報告になります。

以上です。

武田委員長

文化・スポーツ課からお願いします。

大友文化・スポーツ課長

1点報告いたします。

3ページ41番になります。この度、県の教育委員会文化財保護功労者表彰式におきまして、飯野坂の明観寺住職で、長年、市の文化財保護審議会委員を務められました、三浦善詔さんが表彰を受けております。

以上でございます。

武田委員長

ありがとうございました。
部長、ありませんか。

小野寺教育部長

特にありません。

武田委員長

只今、各課課長よりご報告がありました。
報告のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

特にございません。

武田委員長

なければ承認とします。
次に、(2) 行事予定について説明をお願いします。

瀧澤教育長

それでは、資料は5ページになります。

私からは1点、ここにはないのですが11月30日月曜日、閑上小中学校再建推進事業の先進地視察として、静岡県沼津市にある静浦小中一貫校の視察を予定しております。学校教育課の学務専門員、それから閑上小・中学校の教頭と私の四人で訪問する予定です。

この学校は最近施設一体型の小中一貫校として開校した学校で、統廃合に伴う一貫校ということで経緯は若干違うのですが、教育課程も4・3・2ですし、非常に参考になることが多いということで視察を行うことにしております。機会があれば、委員の皆さまにもご報告をしたいと思います。

以上です。

なお、12月の定例会、懇話会については、後ほど協議をお願いいたします。

後は、各課からの報告となります。

武田委員長

庶務課からお願いします。

佐藤庶務課長

庶務課からは1点ご報告いたします。

行事予定の5ページの20番と21番です。12月24日に「第3回名取市立閑上小・中学校再建推進協議会作業部会全体会」と、引き続きまして「第3回名取市立閑上小・中学校再建推進協議会」を開催する予定としております。内容につきましては、作業部会全体会では作業部会で行いました視察・研究のまとめを、再建推進協議会では各作業部会での検討内容の報告などが行われる予定となっております。

庶務課からは、以上です。

武田委員長

ありがとうございました。

続きまして学校教育課からお願いします。

鈴木理事兼学校教育課長

はじめに訂正をお願いいたします。

5ページ4番の11月30日月曜日「市教務担当者会」を削除していただければと思います。

1番の本日行なわれています、市教務担当者会が正しい日程でございますので申し訳ありません二つ入っておいりましたので、よろしくをお願いいたします。

学校教育課からは1点、お話しをさせていただきます。

5ページ18番の「市訪問指導員連絡会」についてです。現在、各中学校に1名ずつ、不登校対策として配置をしている訪問指導員に集まっていただいて、現在の状況や今後の対応について情報交換をする場としております。

以上でございます。

武田委員長

ありがとうございました。

続きまして、生涯学習課からお願いいたします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

1点ご説明をいたします。

5ページの2番になります。明日になりますが、「なとり市民のつどい」を文化会館にて開催いたします。開会は午後1時30分です。少年の主張、アトラクション、佐伯チズ氏の講演を予定しております。閉会は午後3時40分になります。是非、会場にお越しいただきたいと思います。

以上です。

武田委員長

ありがとうございました。

文化・スポーツ課より、お願いします。

大友文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課からは、特にございません。

武田委員長

ありがとうございました。

部長、ありませんか。

小野寺教育部長

報告します。

行事予定6番の12月市議会定例会の関係でございますが、12月2日に開会をいたします。

教育委員会の議案は、これから、専決事務報告をさせていただきますが、条例は1か件、幼稚園廃止に伴います「名取市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に対する意見について」、補正予算1か件、「名取市一般会計補正予算（第5号）（教育費）に対する意見について」でございます。一般質問の通告につきましては、今回は3名の議員から3件ありましたが、市長答弁が1件、教育長答弁が2件ございました。委員長に対する質問はありませんでした。一般質問の主な内容については、「定住促進に向けた同窓会等の開催に対する支援」、「給付型奨学金制度の創設」、「視覚障がい者への支援として図書館の大活字図書の蔵書数の増加の必要性」でございます。議会の日程は未定であります。

私からは以上です。

武田委員長

ありがとうございました。

只今、教育長、各課の課長から行事予定について、説明がありました。

委員の皆さま、いかがでしょうか。

説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし。

武田委員長

なければ、日程第3（2）行事予定については原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

日程第3(2)行事予定については報告どおり承認といたします。

続きまして、日程第4専決事務報告に入ります。

まず、はじめに(1)番、「名取市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に対する意見について」、瀧澤教育長よりご説明お願いいたします。

瀧澤教育長

専決事務報告(1)「名取市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に対する意見について」ですが、資料は6ページから9ページになります。本件については平成27年11月18日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたところでありますが、教育委員会開催の暇がなかったことから11月18日付で専決処分し、「異議がない」旨回答いたしましたのでご報告を申し上げます。

条例案の概要につきましては、教育部長から説明をさせていただきます。

武田委員長

教育部長、お願いいたします。

小野寺教育部長

「名取市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例」につきましては、平成27年度末で廃止する下増田幼稚園と愛島幼稚園について条例第2条の表から削除するものであります。市立幼稚園につきましては、平成25年第3回名取市教育委員定例会において、市立幼稚園4園の廃止の方針を決定して以降、関係部局との協議、市議会での請願審査でのご意見を踏まえて、園児保護者、地区住民の皆さまへの説明会を開催し、市立幼稚園廃止について、ご理解をいただくべく努めてまいりました。その結果、これまでの説明会の経過を踏まえ、委員の皆さま方には、既にお知らせしているところではあります。下増田幼稚園と愛島幼稚園は平成27年度末をもって、高館幼稚園と本郷幼稚園につきましては平成28年度末をもって廃止することとしております。これに伴い、平成28年度の園児募集につきましては下増田幼稚園と愛島幼稚園は募集を行わず、高館幼稚園と本郷幼稚園につきましては4歳児の募集は行わず、5歳児のみの募集を行いました。

なお、廃止後の下増田幼稚園と愛島幼稚園の施設につきましては、それぞれ児童センターとして転用される計画になっており、関連する条例等の改正が同じく議会に提案されることになっております。

以上で、補足説明を終了いたします。

武田委員長

ありがとうございました。

只今、説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし。

武田委員長

なければ、専決事務報告（1）については、報告どおり承認したいと思います、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議なしと認め、専決事務報告（1）「名取市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に対する意見について」は、報告どおり承認いたします。

続いて（2）番、「平成27年度名取市一般会計補正予算（第5号）（教育費）に対する意見について」教育長より、ご説明お願いいたします。

瀧澤教育長

専決事務報告（2）「平成27年度名取市一般会計補正予算（第5号）（教育費）に対する意見について」ですが、資料は10ページから14ページになります。本件につきましても平成27年11月18日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたところでありますが、教育委員会開催の暇がなかったことから、11月18日付で専決処分し、「異議がない」旨回答しましたのでご報告申し上げます。予算案の詳細につきましては教育部長からご説明申し上げます。

武田委員長

ありがとうございました。

教育部長、お願いいたします。

小野寺教育部長

専決処分しました12月教育費関係補正予算について、資料12ページから14ページの事項別明細書により説明いたします。

歳入の部、12ページになります。14款2項6目の教育費国庫補助金ですが、4節の中学校建設費において、第二中学校武道場改築事業費の国庫補助金の交付決定があったことから、当初予算額との差額66万7千円を増額補正したものです。なお、増額となった要因は補助単価の増額によるものであります。

続きまして、歳出の部、13ページから14ページになります。10款2項1目小学校費の学校管理費ですが、7節賃金では、夏休み中のプール監視補助員賃金の額が確定したことから減額をしたほか、18節備品購入費におきましては、新年度児童数が増加する見込みであることから、児童用机や椅子を購入するとともに、学級数の増加に伴います、教師用机や椅子等を購入すべく増額補正したものです。

続きまして、10款2項2目小学校費の教育振興費ですが、同じく18節備品購入費におきまして、新年度学級数の増加が見込まれることから必要となります、オルガン等の教材備品を購入すべく増額補正したものであります。

続きまして、10款3項1目中学校費の学校管理費ですが、小学校費と同じく7節賃金では、夏休み中のプール監視補助員賃金の額が確定したことから減額をしたほか、18節備品購入費

におきましては、新年度生徒数が増加する見込みであることから、生徒用机や椅子を購入するとともに、学級数の増加に伴う、教師用机や椅子等を購入すべく増額補正したものであります。

10款3項3目中学校費の学校建築費ですが、第二中学校武道場改築工事において、既に契約済みである建築工事・電気設備工事・機械設備工事の工事費の精算を行うとともに、外構工事の設計見直しを行った結果、不足する8,000千円を増額補正したものです。

10款5項2目公民館費ですが、小塚原北地区の市有地に宮城県建築士事務所協会が建築する建物を借用し、仮設公民館として開設する閑上公民館の管理運営経費として、11節需用費、消耗品費・燃料費・光熱水費・修繕料になります。それから、12節役務費、電話料等になります。

13節委託料は警備及びガス漏れ警報委託料・清掃委託料になります。14節使用料及び賃借料は複写機・印刷機借上料等、18節備品購入費で新たに補正するとともに、19節負担金補助及び交付金においては、6月に補正した仮設公民館施設として使用するために必要となる設備工事・外構工事等の経費の負担金を減額補正したものです。

また、改築する愛島公民館につきまして、年度内に工事に着手すべく、12節役務費で建築確認申請手数料を、13節委託料で改築工事監理委託料を、15節工事請負費で改築工事費を新たに補正したものです。

なお、仮設閑上公民館と愛島公民館につきましては、お手元に資料といたしまして仮設閑上公民館の位置図・平面図、愛島公民館の設計図面になりますが、位置図と平面図を配布しておりますので、後ほどご参照願います。

続きまして、10款5項5目文化財保護費ですが、国指定史跡雷神山古墳の墳丘上で、松食い虫被害により枯れ強風により倒木した松1本と、立ち枯れて倒木の危険のある松4本について、利用者の安全確保と被害防止のため、裁断・伐採・処分の委託料を補正したものです。

10款6項3目学校給食費ですが、新年度学級数の増加が見込まれる学校に対して、不足する配膳台・給食用台車を購入するほか、故障した給食運送用コンテナを購入するため増額補正したものです。

補足説明は以上です。

武田委員長

各委員の皆さまから、ご意見等ございましたらお願いいたします。

相原委員。

相原委員

聞きもらったのかも知れませんが、閑上公民館はなぜ仮設なのでしょう。

武田委員長

生涯学習課長、お願いします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

閑上地区の公民館の計画としましては、小・中学校予定地の東側の区画整理地内に予定をしております。区画整理地内にはまだ工事が入りませんので、今の予定では、早くても30年4月の開館を目指していますが、半年もしくは1年程、遅れるのではないかという見通し

をしております。その間、災害が起きて流出してから既に4年半が過ぎ、未だ公民館としての機能を果たしていないという状況にあります。林野庁の補助事業で、宮城県産木材をPRするため建築する建物に対し補助を行うという補助事業があり、宮城県建築士事務所協会が、その補助事業にて閑上地区の一角に建物を建築し、名取市がその建物を無償で借用し、平成30年4月頃まで仮設の公民館として利用し、公民館活動を行います。地域のコミュニケーションを図る場として開放するよう進めております。現在、工事中で、1月の中旬過ぎの完成予定であり、公民館としては2月当初より職員を配置して、公民館活動、コミュニケーションの場として行っていきたいと思います。

以上です。

相原委員

建物を建て、仮設で行うのはよいのですが、その後の使い道は考えているのでしょうか。それとも、廃止になるのでしょうか。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

7年間は宮城県建築士事務所協会が所有し、その後、市に帰属をするという話しになっております。公民館としては3年位使用いたしますが、それ以降につきましては、補助事業の主管が林野庁の木材産業課となっておりますので、そちらの意向を確認し、意向に沿ったように検討したいと考えております。

以上です。

武田委員長

よろしいでしょうか。

相原委員

はい。

武田委員長

仮設の公民館を建て、地域の方々の交流の場を早く作りたいということですね。

もう一つ伺いたい事があります。公民館の配置図・設計図はありますが、場所はどの辺りになりますか。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

部長より、場所についての説明がありましたが、流された閑上小学校の西側、約200mから300m位西に行ったところですが、この説明でよろしいでしょうか。

武田委員長

鶴塚近辺ですか。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

県道閑上港線のところでいうと、水道のポンプ場がある地域になると思います。

武田委員長

ありがとうございました。

只今、説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし。

武田委員長

なければ専決事務報告（2）については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議なしと認め、専決事務報告（2）「平成 27 年度名取市一般会計補正予算（第 5 号）（教育費）に対する意見について」は、報告どおり承認といたします。

次に日程第 5 の議事に入ります。

議案第 25 号「名取市歴史文化基本構想等策定委員会設置要綱の制定について」教育長から説明をお願いいたします。

瀧澤教育長

「議案第 25 号名取市歴史文化基本構想等策定委員会設置要綱の制定について」ですが、資料は 15 ページから 17 ページになります。

本議案は、市内に所在する文化財の積極的な保存及び活用の基本となる名取市歴史文化基本構想及び名取市文化財保存活用計画を策定するため、名取市歴史文化基本構想等策定委員会を設置するものでありますので、よろしくご審議をお願いします。

私からは以上ですが、文化・スポーツ課から何かあればお願いします。

大友文化・スポーツ課長

それでは、内容についてご説明いたします。

先程、教育長が説明したとおり、要綱の内容につきましては現在、文化庁が全国の各自治体での策定を推進している「歴史文化基本構想」を名取市において構想及び保存管理計画を策定するための要綱となります。

「歴史文化基本構想」については、地域に所在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉え、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含め、総合的に保存活用するための基本構想で、文化財保存のマスタープランとしての役割だけでなく、文化財を生かした地域づくりやまちづくりへの活用が期待されるものです。

これまで、全国 26 都道府県、39 市町村の自治体で歴史文化基本構想が策定されております。

現在、文化・スポーツ課では、平成 26 年度から 4 ヶ年計画で事業として取り組んでいるところで、平成 26 年度は策定の準備作業、平成 27・28 年度で文化財把握・総合調査、平成 29 年度で、基本構想の策定と構想に基づく保存活用計画の策定の予定となっております。

今年度は、名取市文化遺産活用地域活性化実行委員会を組織し、国庫補助を受け、歴史文化資源の総合調査として、歴史資料調査、歴史的建物調査、古文書等調査、民俗・風習等調査に取り組んでいるところです。

以上で説明を終わります。

武田委員長

各委員、いかがでしょうか。

相原委員

大変良いことだし、これから文化財云々ということなのですが、文化財を保存し、それを活用して名取の歴史を理解してもらおうということが大事なのだと思います。全国どこでもそうだと思うのですが、名取市独自でこの様な課題があるとか、ほかのところと比べて、これから検討しなければならないなど、いくつか特徴的なところはありますか。

武田委員長

文化・スポーツ課長、お願いします。

大友文化・スポーツ課長

相原委員の質問について回答いたします。

ご質問の趣旨は、どのような特徴があるかということで、よろしいでしょうか。

相原委員

はい。

大友文化・スポーツ課長

「歴史文化基本構想」の策定は、文化財保護のマスタープランになりますが、地域の活性化に資するための役割としまして、現在、文化庁で2020年の東京五輪開催に向けまして、日本の伝統や文化を世界にPRするために、「日本遺産」認定というものに取り組んでおります。その様な事を踏まえ、活用を考えた場合、名取市は遺産が豊富で、特徴的なのが、恵まれた立地や環境を背景とした古墳時代の文化や中世の熊野信仰の文化に代表される、文化の交流や発信の拠点として栄えた地域です。そのことを考えれば、「みちのく歴史・文化交流の拠点」をテーマとし、各種歴史遺産をつなげたいろいろなストーリーが考えられます。

この特徴は、現在の名取市に引き継がれているもので、現在、平成27年度「住みよいまち」ランキング全国4位、東北で1位になっていることの原点でもあります。それにつきましては肥沃な土地、港、空港、高速道路、鉄道等、大規模な河川等、恵まれ環境・立地とが、現在へと続いています。

今後、このような「日本遺産」の認定というものを念頭に置きながら、保存・活用計画を含んだ、歴史文化基本構想に取り組んでいきたいと考えております。

日本遺産認定後の取組みとしては、文化庁補助事業、日本遺産魅力発信事業により、該当する文化遺産の公開・活用のための整備に係る事業を実施することとなります。

武田委員長

よろしいでしょうか。

文化・スポーツ課長にお伺いします。

歴史文化基本構想についてはよく分かりました。市のキャッチフレーズとしては、歴史のまちというのがありますが、市民の方々、名取市以外の方々に名取が歴史のまちであるということを知っていただく為、直接体験したりする機会というのはなかなかみられなくて、それで教育委員会でこのような発想し、市の商工観光課や観光協会と手を携えていかないと、広がって行かないし、伝わって行かない、高まっていかないとということもあるので、策定委員会そのものについては、この設置要綱案でよろしいのではないかなと思いますが、それから先をどうするかということで、要綱案の第3条第4項の市の職員、あるいは第4項の行政関係機関の職員の中に、そういった方達も入る予定なのでしょうか。

大友文化・スポーツ課長

まず、組織ということでご説明いたしたいと思います。組織は15人以内で組織するということになっております。想定される五つの枠がありますが、第1項の学識経験者としては、大学教授や研究機関の方で、歴史、古文、建造物、民俗学の分野ごと。文化財の保存又は活用に関係する文化活動を行っている市民ということで、例えば、郷土史家であったり、文化財等を所有されている方。もしくは、保存団体や、それらを活用している団体等が考えられます。先ほど委員長より質問がありました、第3項の関係行政機関の職員といたしましては、県の文化財の担当の職員、または博物館の職員を。第4番の市の職員としまして、教育部、政策企画課、商工観光課、都市計画課、復興まちづくり課の職員が入ります。その他、第5項の教育委員会が認めるという中には、文化財審議会の代表者、市内の学校教育機関の方を想定しているところです。

以上です。

武田委員長

ありがとうございました。

発想としては教育委員会としてできることは、こういうことだなと思うのですが、それだけに留まらず、もう一歩先に進むということも想定しておかなければならないだろうなという考えなのです。ご理解をお願いします。

佐々木委員

私も市外から、名取市に嫁いで来たものとして、名取市は東北の飛鳥と言われているんだよ、と聞きました。そのくらい歴史的遺物がたくさんあるのに、市民の方々に聞いても、ご存じの方が少なく、意識的にも低く、またそれを知ろうとする機会にも恵まれていないような気がしております。それで以前、奈良とかその様な場所ではなくて、ちょっと田舎の方の古墳のある地域に行ったことがあるのですが、地元の方がボランティアとして、私達ひとりふたりで行っても、一生懸命案内をして下さいまして、とても勉強をされているのだと思いました。このような基本構想が策定されて、それを活かした街づくりとなってきた時に、市民の方々がそのような事を学べる場というのですか、気軽に名取の大切な遺跡や遺物を学べる場も準備してあげるのも大切だと思います。まちづくり、そして観光も含めたことを今後、考えていくときに、ボランティアの養成だとか、そういったものも、ひとつのきっかけになるのではないかなと感じております。

武田委員長

文化・スポーツ課長。

大友文化・スポーツ課長

このような構想を策定する中で、地域の方々も地域の魅力を発見するということにもなりますので、今後は地域と協働で行う事で、色々な地域起こしにも役立つと思います。名取市はご承知のとおり、歴史的な資料の展示公開する施設がありませんでしたが、今後、策定の中で念願である歴史資料の展示公開の場について整備をし、どのようなものになるか分かりませんが、そのような拠点施設が拠点になってそこから発信する作業もでてくると思いますので、そういったものも念頭におきながら、公開活動を考えながら進めていきたいと考えております。話が戻りますが、認定されれば文化庁から補助を受け事業を展開することができます。

例えば、道路をつくる時には地域の歴史の特徴が見いだせる、たとえば、中世の街並みなどにするため、それに即した道路をつくる。また、増田の街でしたら奥州街道沿いということで、近世の街道の街並みに合う建物を建てる様に制限するなど、建築の問題ですが、色々なまちづくりに活用ができるようになると思います。

武田委員長

ありがとうございます。
教育長、お願いします。

瀧澤教育長

今、文化・スポーツ課長からお話があったように、非常に文化財もたくさんある。それを市民も含め一般の方に見ていただくような場所が名取にはないというのが、昔からの課題です。資料館のようなものができればいいのしょうけれども、今現在、具体的に歴史資料館的なものつくるといふ構想まではいっていない。今度図書館ができますが、その一角に展示コーナーを設けるといふ計画、考えもあります。第一調理場跡地に保管整理をしていて、かなりのものがそろっていると思います。文化会館において「おらほの歴史展」をつい先日、見てきたのですが、資料を丁寧に作っていて、立体地図なども手作りでした。去年作ったものもあるそうなので、そのようなものを展示する場所などを作って、市民の方や来館者に見て欲しいなと思いました。なんとか、今お話しした図書館と第一調理場跡地以外にも、出来ればどこかで、体験の出来るようなかたちでの展示もしたいなという構想もあります。何年後かに歴史資料館が出来るとしても、それまでの間、出来る範囲でそういったことをアピールしていくような事は、文化・スポーツ課でも考えておりますし、事務局でも考えていきたいなと思っております。

武田委員長

ありがとうございました。
教育長より補足説明ありましたが、よろしいでしょうか。

今、ここでお話しが出された事は、基本構想等の策定に関する事項というところがあるのですが、この場の中でいろんなアイデアなど出てくると思います。教育長のお話のとおり、施設面での展示等を含めたことを考えている。それを具体的にどうするかということは、市全体として歴史のまちをどのように活かし発信していくか、新たな課題になりますので、そのような発展性を含めた委員会構想ができればいいと思います。

只今説明のありました議案第 25 号について、ご質疑・ご意見等ありませんか。

全委員

なし。

武田委員長

なければ、議案第 25 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議がないものと認め、議案第 25 号「名取市歴史文化基本構想等策定委員会設置要綱の制定について」は、原案のとおり承認といたします。

続きまして、議案第 26 号「平成 26 年度名取市教育委員会点検・評価について」、教育長から説明をお願いします。

瀧澤教育長

「議案第 26 号平成 26 年度名取市教育委員会の点検・評価について」ですが、資料は 18 ページと別冊の「平成 26 年度名取市教育委員会点検・評価報告書（案）」になります。

本件については、過半の定例会の協議において、事務局作成の素案を説明し、11 月 11 日には、学識経験者として選任した、丹野幸一氏と内海紀元氏によるヒヤリングが行われ、両氏から意見をいただいて、別冊のとおり報告書をまとめました。

この報告書については、法律の規定により議会への提出と市のホームページによる公表を行うこととなります。

私からは、以上ですが担当課庶務課から何かあればお願いします。

武田委員長

佐藤庶務課長、お願いします。

佐藤庶務課長

議案第 26 号「平成 26 年度名取市教育委員会点検・評価について」につきまして、庶務課から補足のご説明をいたします。

お手元に配付をいたしております資料は「平成 26 年度名取市教育委員会点検・評価報告書」の案と、A4 判 1 枚ものの資料になりますが、市議会への提出にあたりましての提出文の案の 2 種類であります。

先ず、点検・評価報告書案の内容であります。9 月 28 日の、第 9 回教育委員会定例会の協議事項の中でご説明を申し上げ、ご協議いただいたものから、それ以降、報告書案の中身について、項目的に追加又は削除したものはございません。そのような状況ですので、ここでは報告書案の各項目についての説明は省略をさせていただきます。

次に教育に関し学識経験を有する方の知見の活用であります。教育長が只今ご説明いたしましたとおり、丹野幸一先生並びに、内海紀元先生からご意見をいただいております。両

先生からのご意見などにつきましては、報告書案の 30 ページから 32 ページに記載をさせていただきます。

次に、A4 判 1 枚物の、市議会への提出文案であります。定例市議会開会日である平成 27 年 12 月 2 日の日付で、報告書の表紙の裏に、この文言を記載して提出する運びとなるものであります。

最後の報告書の公表であります。市議会への提出の後、市のホームページに掲載し公表とすることとなります。

議案第 26 号「平成 26 年度名取市教育委員会点検・評価について」の補足のご説明は、以上であります。

武田委員長

ありがとうございました。

前回の教育委員会の時に点検・評価の原案をこちらのほうへ、ご提示いただきました。その後、お二人の委員、内海先生と丹野先生から学識経験者の意見ということで評価をいただきました。30～32 ページに記載してあります。原案は字句等の誤り等がないということで学識経験者の方々のご意見等を含めて、何かありましたらお願いしたいと思います。

全委員

なし。

武田委員長

議案第 26 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議がないものと認め、議案第 26 号「平成 26 年度名取市教育委員会点検・評価について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 27 号「平成 28 年度学校給食費の適正額についての諮問について」、教育長から説明をお願いします。

瀧澤教育長

議案第 27 号「平成 28 年度学校給食費の適正額についての諮問について」ですが、資料は 19 ページと 20 ページになります。

平成 28 年度学校給食費の適正額について、資料 20 ページの案により名取市学校給食運営審議会に諮問することについて、ご審議をお願いします。

私からは、以上ですが担当課学校教育課から補足があればお願いします。

武田委員長

学校教育課長、お願いします。

鈴木学校教育課長

教育長のお話しのとおりですので、特にはございません。
よろしくお願いいたします。

武田委員長

只今、説明のありました議案第 27 号について、ご質疑・ご意見等ありませんか。

全委員

なし。

武田委員長

なければ、議案第 27 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議がないものと認め、議案第 27 号「平成 28 年度学校給食費の適正額についての諮問について」は、原案のとおり承認いたします。

本日、予定の議事は以上です。

以上で本日の会議を終了いたします。

午後 2 時 25 分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成 27 年 12 月 25 日

署名委員 _____

署名委員 _____